

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
助成金検討委員会規程

平成 28 年 10 月 3 日 制定

平成 30 年 3 月 23 日 改正

令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、助成金検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、原則として委員 10 名以内とし、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 第 3 条第 2 項の定めにより会長が委員長に指名する委員
- (2) 第 3 条第 3 項の定めにより委員長が副委員長に指名する委員
- (3) 支部長若しくは支部担当理事又は支部長経験者若しくは支部担当理事経験者のうちから委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 検討委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、第 2 条第 3 号の委員若しくは委員経験者から委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 検討委員会に顧問若干名を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。
4. 顧問の任期は定めない。

(職務)

第 5 条 検討委員会は、定款第 4 条 (10) コンクリートに関する研究等助成事業に基づき、助成金制度の改廃及びその運用について審議し、総務財務委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会に発議する。

(運営)

第6条 検討委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、検討委員会が発議し、総務財務委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成28年10月3日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。